

# 定期試験受験者心得

- 1 受験の際は、定刻前に指定された試験教室に入ること。
- 2 試験教室では 1 名おきに着席し、筆記用具以外の所持品は、机の中または空いている席に置くこと。  
ただし、着席位置が決められている試験教室では、必ず所定の位置に着席すること。
- 3 受験の際は、学生証を携帯し、机上の見やすい位置に置くこと。なお、学生証を忘失した者は、試験開始前に、証明書自動発行機にて当日限り有効の「仮学生証(1 枚 100 円)」の発行を行うこと(有料)。学生証がない場合は試験を受験することができない。
- 4 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等は試験教室に入る前に電源を切った上で鞆にしまうこと。また、これらを時計として使用しないこと。  
電源が入ったままになっていると、不正行為と見なされる場合がある。なお、試験中に携帯電話等が鳴った場合は、教室から退出させることがある。
- 5 試験開始から 20 分経過後の遅刻は、入室を認めない。試験開始後 20 分までの遅刻で受験する場合において、試験時間は延長しない。
- 6 試験開始後、30 分以降 50 分までは、退出を認めることがある。
- 7 答案作成上の注意
  - (1) 試験監督者が配布した解答用紙以外は使用しないこと。
  - (2) 解答は特に定めのない限り、ペン(黒または青)または鉛筆で作成すること。
  - (3) 解答用紙は書き損じ等があっても再交付しない。
  - (4) 解答用紙には、学年・組・番号・氏名等の所定事項を必ず記入すること。番号及び氏名のない解答は無効とする。
  - (5) 解答用紙は必ず本人が提出すること。
- 8 受験に際し、一切の不正行為を行わないこと。不正行為を行った者は、明治大学学則第66条に基づき処分され、当該科目のみならず当該学期に履修している全ての科目の登録を取り消す。停学の処分期間は以下のとおり。
  - (1) 有期停学(3ヶ月)
    - ア 他人の答案を盗み見、写す行為
    - イ 試験に関する内容の机等への書き込み行為
    - ウ カンニングペーパー等の持込み
    - エ 許可されていない書類等(辞書等を含む)の持込み
    - オ 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の利用
    - カ 試験監督者等の指示に従わない行為

キ その他、上記と同等程度の行為

(2) 無期停学

ア 代理受験

イ 不正行為発覚後、試験監督者等へ抵抗をするような行為

ウ その他、上記と同等程度の行為

9 その他試験教室内においては、試験監督者の指示に従うこと。指示に従わない場合には受験を認めない。

10 病気、けが、就職試験等により、定期試験を受けることができなかった者は、所定の「特別試験受験願」に、欠席事由を証明できる書類を添付し、当該科目の定期試験の行われた日を含めて **5 日以内**に提出すること。

以上  
農学部事務室